小布施町農業委員会議事録

1　招集通知年月日　　　　令和４年２月18日

2　開会年月日、時間　　　令和４年２月28日　午後２時00分

3　会場　　　　　　　　　小布施町公民館　講堂

4　委員総数　　　　　　　15名
うち農業委員９名、農地利用最適化推進委員６名

5　出席委員数
・農業委員　8名
小林 春代　三田 和彦　岩崎 博行　平松 幸明　島津 忠昭
小林 広幸　牧 けい子　関口 実夫

・農地利用最適化推進委員　5名
本間 広之　桐原 幹男　鶴田 修一　金井 和男　関谷 正治

6　欠席委員　2名
竹内 邦広　浅岡 久志

7　議長氏名　島津 忠昭

8　事務局出席者　湯浅 泰明　草間 愉佳子

9　会議の附議事項
議案 第32号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について
議案 第33号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について
議案 第34号　農用地利用集積計画の決定について
議案 第35号　青年等就農計画認定に係る意見について
議案 第36号　青年等就農計画変更認定に係る意見について
報告 第22号　農地法第18条第６項の規定による通知について

１０　会議の顛末

事務局：開会（午後２時00分）

議長：委員総数９名　出席者８名で定足数に達しておりますので、ただ今より２月定例総会を開会いたします。
　はじめに、小布施町農業委員会会議規則第41条に規定する議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員ですが、8番牧けい子委員、９番関口実夫委員の両名にお願いします。
　それでは、これより審議に入ります。
　議案第32号、農地法第３条第１項の規定による許可申請について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：それでは、番号１および番号２について、関連していますので一括して４番平松委員より説明願います。

４番平松委員：はじめに貸付人についてお話ししますと、年齢は47歳なんですけれども、申請理由として「主たる労力の高齢化による経営規模縮小」とあるように、主に耕作しているのが母親であります。それでは１件ずつ説明致します。

　番号１について、借受人は林の方です。借受人の状況については５月にも３条申請があり審議をしましたが、軽トラック、SS、乗用モア、トラクターをそれぞれ１台ずつお持ちです。地図は１ページをご覧ください。申請地はこのページにある３カ所になります。借受人の家から徒歩でも５分程で行ける所にありますから、移動には問題ありません。本人と奥様と２人でやっていらっしゃって、経営はブドウ栽培が中心です。この畑はブドウ畑になっていまして、そのままブドウを引き継いでやっていくということですので、近隣の方たちとの紛争等は無いと思われます。また、労力も申請の内容で十分賄えると思います。

　お互いは、同じ自治会、且つ、同じ組ということで近所付き合いがある関係です。それで、貸付人の母親から借受人に対して、歳でだんだんできなくなってきたからそろそろ頼みたい、との依頼があって引き受けた、というものです。

　次に、番号２について、地図は２ページ目をお開き下さい。畑は小布施橋を越えて北へ行く堤防道路の右側になります。いきさつは、借受人の祖父の名前で貸し借りをしていて、そのままにしておくのは貸付人としてもまずいから、ということで、記載の方の名義に変えるのだということです。ですので、現在はすでに借受人が耕作している場所になっていて、モモを栽培しています。

　借受人の状況ですが、軽トラックが２台、SS、乗用モア、トラクターは１台ずつお持ちです。労働力は本人、奥さん、ご両親を中心に、10年来の従業員がいて、合わせて５名いますので、十分ではないかと思われます。こちらの借受人も番号１と同じく貸付人と同じ自治会で同じ組になっていて家が近所ですので、移動距離も車で10分位ということで、これまで通り問題なく耕作できると思います。

　どちらの案件についても、貸付人本人と借受人の３者は互いに年齢が近く、これまでも地域の行事等活動に一緒に関わってきた同士で十分に気の知れた仲ですし、各申請地の周辺にある農地との関係も、申請地の耕作状況が変わらないことから問題が発生する心配はないかと考えます。以上ご審議をお願い致します。

議長：ご質問ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ番号１および番号２は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号１および番号２は許可とします。

　続いて、番号３について、13番鶴田委員より説明願います。

13番鶴田委員：この案件は、譲渡人の方から譲受人に対して売買による所有権移転を願い出たことからまとまった話です。譲受人の状況については、以前の総会でも説明し

てきているとおりで、従業員や通所者が大勢いて、農機具も揃っていますので全く問題ないと思います。以上、ご審議をよろしくお願いします。

議長：ご質問ありましたらお願いします。

議長：質問ですが、譲渡人は37歳と若いのに、農業廃止ということですが、どのような方なのでしょうか。

13番鶴田委員：事務局の方では何か知っていますか。

事務局：この方は12月の報告議案として計4件の合意解約をして借受地を地主に返した話を紹介した方と同じ方なんですが、今回の申請により土地を手放そうとしている事情もすべて同じ事情からで、全ての農地をこれで手放すこととなります。
　体の健康状態を非常に悪くされていて、労力も基本的にこの方1名で耕作をされていたなかで、本人ができないとなるとやり手がいない、という状況下にあります。
　お住まいが須坂市ということで、須坂の方で新規就農者に認定されていたそうで、そのため年々規模拡大を図る必要があったなかで、地理的に小布施町も家から近かったことから農地を取得していました。しかし、事情で認定新規の補助制度が途中で打ち切りになってしまい補助金による収入が経たれ、その状況で健康も害されたというところで、とてもじゃないですがやれない、となって農業を辞めざるを得ない状態です。とても残念であり、可哀そうな方です。

議長：分かりました。他にご質問等ありましたらお願いします。

議長：他に質問が無ければ番号3は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号3は許可とします。
　続いて、番号4について、13番鶴田委員より説明願います。

13番鶴田委員：地図の4ページをご覧ください。申請地はライスセンターの北の方になります。
　譲渡人は高齢によりほとんど農業はできない状態でおられます。そこで、譲受人のお宅に、ぜひ所有権移転をしてほしいとの申し込みをされたそうです。
　譲受人は清水の方で、今は父親が中心となって農業をやっています。本人は中野市の方に勤めていまして、後に農業を継ぐ予定とのことです。農機具については揃っていまして、軽トラックは2台ありますし、SS、トラクター等すべてあります。労働力は本人と両親の計3名です。申請地は水田で、譲り受けてからもとりあえずこのまま稲作をするとの計画です。距離も自宅から車で5分程度ですので、耕作にはまったく問題ないと思われます。以上、よろしくお願いします。

議長：ご質問ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ番号4は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意

される委員の挙手をお願いします。

―挙手全員―

議長：挙手全員のため、番号４は許可とします。
　続いて、番号５について、事務局より説明願います。

事務局：　地図は５ページをご覧ください。申請地は、くだもの街道の東、長野電鉄の線路から北に１区画の所にあります。
　貸付人は松村の方、借受人は長野市の方です。貸付人は高齢になってきており、また、農業はやらないということであるため、以前も別の方に貸し付けていました。しかし、先般解約されたため、新たな借り手を探していました。借受人は実際には町内にお住まいで、一昨年の台風の水害がきっかけで、小布施町内で借受地を持つようになった方で、主にリンゴを栽培しています。
　このたびも賃貸借ということで話がまとまりました。
　借受人の現在の営農規模について、小布施町内では全部で３反歩弱です。労力は、本人１名です。農機具の保有状況は、軽トラック１台、草刈機１台、SS1台、となっています。申請地は現在リンゴ畑で、今後もリンゴ栽培を継続する予定です。町内の自宅から車で約10分です。
　借受人はこれまで特に問題も生じず、しっかり管理されていますので、ここで規模を拡大されても、きちんとやって頂けるものと考えます。

議長：ご質問ありましたらお願いします。

8番牧委員：小布施に住んでいらしても住所が長野市のままということもあるのですか。

事務局：はい、あります。因みに、現在は千両の戸建の借家に住んでいます。避難のため一時的にそこに住んでいる状態です。

8番牧委員：市の方へ帰る可能性はないのですか。

事務局：そこまでは私も確認できておりません。しかし当面は町内に住むつもりなのではないかと思われます。この話は町農地バンクの担当職員が調整を行ってまとまった案件でして、申請者の今後のご予定はそこの間で話しながら決めていったものらしいです。でも、これから町内でどんどん規模を拡大していこうとは考えていないとは聞いています。

13番鶴田委員：私はこの方を知っています。現在、親が90代で同居していて動けなくなっていまして、仕事がしづらくなっちゃったとのことで、今借りている畑もたまに荒れ気味にしてしまったりしたこともあったんですが、やむなく、という状況もあり、でも頑張っていらっしゃいますので、ぜひお願いします。

議長：他にご質問ございますか。

議長：質問が無ければ番号５は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

―挙手全員―

議長：挙手全員のため、番号５は許可とします。
　続いて、番号６および番号７について、関連していますので一括して事務局より説明願います。

事務局：地図資料は、番号６は５ページで、先ほどの番号５の申請地の少し北にあります。また、番号７は３ページで、都住第２揚水機場から少し南の所にあります。
　譲渡人はそれぞれ矢島と須坂市にお住まいの方です。譲受人は国内各地で農産物を生産する法人の事業主で、自宅は議案書記載のとおり県外です。
　譲渡人の２名について、番号６の方は他に所有している農地とこの申請地とが離れていて通作に不便を感じていたところです。番号８の方は町外在住で、小布施町には唯一この水田のみを所有されていますが、勤めもあり、手が回らないため手放すことを望んでいます。
　一方で、譲受人は農業法人を経営しており、今後さらに事業規模を拡大し上場を目標にしているのだそうです。目標どおり上場できた場合に農地所有適格法人ではいられなくなるため、予め事業主の個人名による申請となっています。
　いずれの案件も、当事者の３者から代理人が依頼を受けて進められた話で、譲渡人の２者に対しては小布施土地改良区も紹介等で間に入っているとのことです。
　譲受人の状況について説明致します。以前の審議で第３条許可をして以来、町内に農地を所有しています。他、所有農地は山梨県など複数の県にありますが、本社は長野県富士見町にあり、キノコ栽培施設やカット野菜工場などが、飯山市、中野市、富士見町にあります。法人設立は６年前で、従業員規模は現在、正社員45名、パートと研修生が約60名という状況です。申請地では、中野市内のキノコの菌床工場に勤務する従業員のうち男性４名が通ってきて、番号６の土地ではリンゴを栽培し、番号７の土地では野菜を栽培する計画となっています。このうち、番号６は現在の状態を引き継ぐものです。所有する農機具は、SS1台、軽トラック４台、乗用草刈機２台、トラクター1台のほか、ビーバーも持っています。通作距離は3.6㎞、車で10分程度となっております。
　以上、ご審議をお願いいたします。

議長：ご質問ありましたらお願いします。

―質問―

議長：質問が無ければ番号６および番号７は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

―挙手全員―

議長：挙手全員のため、番号６および番号７は許可とします。

議長：次に、議案第33号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：では、番号１について、事務局より説明願います。

事務局：転用目的は住宅です。転用面積は 549 ㎡です。貸付人は中条の方、借受人は東町の方ですが、両者は親子の関係です。

地図は６ページをご覧ください。申請地は、松村団地の南側に接続した所です。この土地は９月の審議において、小布施町農業振興地域整備計画からの除外について、異議なしとされた土地であり、本年１月 19 日付で除外手続は完了しております。

それでは、本日配布の資料をご覧ください。申請書の書面の３欄に記載のとおりですが、現在はアパートに住んでおり、今後の両親のことを考えて、中条の実家に近い所での自宅の新築を考えています。

転用許可基準の立地基準についてですが、10ha 以上の農地の連担が認められることから第１種農地と判断されていますので原則不許可ですが、集落接続として例外規定で認められると考えております。

次に、一般基準について説明します。事業実施の確実性は、金融機関からの融資審査結果通知、および自己負担分は残高証明書により確認致しました。申請地は貸付人の所有地であり、抵当権等は設定されていません。また、隣接地の状況については、申請書の６欄に記載がございますが、北側は宅地、東側は道路、西側と南側が農地となっていますが、このうち南側隣接農地は貸付人の管理する畑です。生活排水は公共下水道へ接続、雨水は敷地内北東や家屋の周囲に雨水浸透桝を設置、および、道路側溝へ流れるように処理をします。施工に当たっては、特に西側に隣接する農地に対して注意しながら実施し、もし何らかの被害は生じた場合は申請者の責任において対処する、とのことです。

以上のことから、周辺の農地への影響は特に認められず、転用はやむを得ないと考えます。ご審議をよろしくお願い致します。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ番号１は異議なしとしたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号１は異議なしとします。

議長：次に、議案第 34 号、農用地利用集積計画の決定について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：では、番号１について、12 番桐原委員より説明願います。

12 番桐原委員：地図は２ページと７ページをご覧いただきたいと思います。貸付人は林の方、借受人は福原の方です。この借受人のことにつきましては、新規就農者として林で研修を受けて、その後独立した方です。その独立の時にこの貸付人から畑を借りています。現状、貸付人は高齢で、やはり経営規模を縮小されたいということで、他の畑を今も借りているこの借受人の方に、何とかお願いできないかとの依頼があって、引き受けることで話がまとまったようです。

現地へは５分から 10 分程度で行けるとのことです。労力は夫婦２名で、季節パート

が５名入るとのことです。農機具の関係は、SS1台、軽トラック１台、高所作業車１台、トラクター1台、乗用草刈機１台となっております。
借受人の方が現在やっている農地の面積ですが、リンゴが１町歩、モモが30a、栗が17a、ブドウが17aほどありまして、そこへ今回の40aほどを借りて栗が加わるということになります。
調査の結果、特に問題は無いかと思われますが、ご審議をよろしくお願いします。

議長：これにつきまして質問ございますか。

―質問―

議長：質問が無ければ、番号１は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

―挙手全員―

議長：挙手全員のため、番号１は決定とします。
続いて、番号２について、事務局より説明願います。

事務局：地図は３ページをご覧ください。申請地は、国道403号線沿いで、押羽交差点の先に位置しています。
貸付人は中町の方、借受人は中野市の方です。
貸付人は昔勤めに出ていて自力では手間も技術も道具も無いので耕作できなかったため、以前から人に頼んでやってもらっていたそうです。この件は農業委員会を通していませんでしたが、そんな中、最近、頼んでいた相手の方が亡くなられたため、新たな借り手を探して町農地バンクに登録されました。これは、その時に聞き取った話です。
借受人はこの申請地の隣でコメを栽培している方でして、まとめて利用してもらえないか声をかけた結果、引き受けてくれることになり、今回の申請となっています。
借受人について、現在、小布施町内では約7haの水田を所有または借りていて、大規模にコメを栽培されています。また畑も６反歩程あります。労力は男性３名、女性２名の計５名です。申請地でもこれまで同様にコメを栽培する計画です。所有する農機具は、コンバイン２台、乗用トラクター2台、田植機１台、となっています。距離は、自宅から車で10分程度です。
先にお伝えしたとおり、現在このあたりの地域で相当の面積の水田を耕作していますので、今回も問題なくやっていただけるものと思われます。

議長：これにつきまして質問ございますか。

―質問―

議長：質問が無ければ、番号２は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

―挙手全員―

議長：挙手全員のため、番号２は決定とします。
続いて、番号３について、15番関谷委員より説明願います。

15 番関谷委員：貸付人は埼玉県在住で、借受人は水上にお住まいの方です。地図は 3 ページをご覧ください。国道 403 号線を中野方面に向かい、北部共撰所の手前の細い道を東に行った 4 筆の土地が申請地になります。この写真では樹木が見えますが、現在はありません。もとは栗畑でしたが、このうち 2 筆は利用状況調査で遊休農地判定がされて、利用意向調査が行われています。
　作付け予定はブドウになります。労力は、本人、奥さん、ご両親の 4 名です。農機具は、実家にある軽トラック、乗用草刈機、SS 各 2 台と、すべて揃っています。自宅からは車で 10 分程度で行ける場所になります。今回の経緯は、貸付人の方は小布施町出身の方で、借受人の実家と同じ地域に実家がありますが、遠くて頻繁に戻れないため管理ができないということで、実家にいる母親を通じて借受人の親の方に管理を依頼されました。現在、更地にするため栗の木を伐採して片づけを行っています。借受人は認定農業者になったところで、更地になりましたらブドウを植えていくという計画です。
　以上のことから、案件について特に問題は無いと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長：ご質問ございましたらお願いします。

―質問―

議長：質問が無ければ、番号 3 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

―挙手全員―

議長：挙手全員のため、番号 3 は決定とします。
　続いて、番号 4 について、私より説明致します。

議長：地図は 8 ページをご覧ください。大島の青島の地区の畑になります。貸付人は大島に実家があり、父親が亡くなって土地を相続しましたが、遠くに住んでいて耕作できないので、借受人を探したということです。借受人は、奥さんの実家が大島にあり、ご実家の親の農地を経営移譲を受けたりして営農されている方です。ということで、この畑を借りて、耕作していくことになったと聞いています。
　作付けする作物はプルーンです。賃借料が記載に内容はとても低いのですが、プルーンがまだ苗木で果実が全然ならない状態で貸すので、このような価格設定になっていると推測されます。
　借受人の経営状況について、問題なく順調にできていると思われますので、特に問題は無いと考えます。
　説明は以上です。

議長：ご質問ありましたらお願いします。

―質問―

議長：質問が無ければ、番号 4 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

―挙手全員―

議長：挙手全員のため、番号４は決定とします。
　続いて、番号５について、私より説明致します。

議長：地図は９ページで、吉島の畑になります。５筆あります。
　貸付人は、父親が所有していた土地の名義を引き継いでいますが、この土地は父親が所有していた間に町農地バンクに登録してあった所だそうで、本人も遠隔地に住んでいるということで、耕作者を探していたところ、記載の方がやってくれることになりました。
　この方は大島にお住まいで、以前も他の農地の件で話に出てきた方ですけれども、法人を経営されていて、農地を拡大しながら農業生産を行っています。本人の他に雇用労働力が男性４人ほどいるということで、現在は町内に 5ha ほどと、須坂市等にも農地を借りて、経営規模を拡大しています。機械設備、雇用労力をもって経営されていますので、特に問題は無いかと考えます。

議長：ご質問ありましたらお願いします。

―質問―

議長：質問が無ければ、番号５は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

―挙手全員―

議長：挙手全員のため、番号５は決定とします。
　続いて、番号６について、事務局より説明願います。

事務局：地図は４ページをご覧ください。申請地は、くだもの街道の六川沖交差点を北に進んだ所の東側にあります。
　貸付人は伊勢町の方、借受人は羽場の方です。
　平成 29 年４月１日より５年間の利用権設定をしていますが、来月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。
　契約内容は前回同様、引き続きコメを栽培する計画となっています。

議長：ご質問ありましたらお願いします。

―質問―

議長：質問が無ければ、番号６は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

―挙手全員―

議長：挙手全員のため、番号６は決定とします。
　続いて、番号７および番号８について、関連していますので一括して事務局より説明願います。

事務局：借受人が同一であるため一括審議でお願い致します。
　地図は番号７が 10 ページで、町立わかば保育園から北部体育館へ向かう道の途中の

西側にあります。また、番号８が６ページで、おぶせ温泉から北へしばらく進んだ所の雁田地区の集落に接している所になります。
　番号７の貸付人は林の方で、他の２名は雁田の方です。
　いずれも平成29年３月１日より５年間の利用権設定をしていますが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。
　契約内容は前回同様、引き続きブドウを栽培する計画となっています。

議長：ご質問ありましたらお願いします。

―質問―

議長:他に質問が無ければ、番号7および番号8は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

―挙手全員―

議長：挙手全員のため、番号７および番号８は決定とします。
　続いて、番号９について、事務局より説明願います。

事務局:地図は５ページをご覧ください。申請地は、中条地区の北に位置する区域内で、雁中排水処理場の西側、長野電鉄の線路の南側にあります。
　貸付人、借受人ともに松村の方です。
　平成24年４月１日より10年間の利用権設定をしていますが、来月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。
　契約内容については、今回は期間が２年間と短く設定されていますが、前回同様、引き続き野菜を栽培する計画となっています。

議長：ご質問ありましたらお願いします。

―質問―

議長：質問が無ければ、番号９は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

―挙手全員―

議長：挙手全員のため、番号９は決定とします。
　続いて、番号10について、事務局より説明願います。

事務局：地図は11ページをご覧ください。申請地は、都住駅の北の区域で、六川の揚水機場の手前を北に行った所にあります。
　貸付人は六川の方、借受人は中条の方です。
　平成29年４月１日より５年間の利用権設定をしていますが、来月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。
　契約内容は前回同様、引き続きブドウを栽培する計画となっています。

議長：ご質問ありましたらお願いします。

―質問―

議長：質問が無ければ、番号10は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

―挙手全員―

議長：挙手全員のため、番号10は決定とします。
　続いて、番号11および番号12について、関連していますので一括して事務局より説明願います。

事務局：地図は8ページをご覧ください。申請地は、相之島排水機場の西側の区域内にあります。
　この案件は農地中間管理事業の一括方式によるもので、ご覧のとおり公益財団法人長野県農業開発公社が間に入っています。
　貸付人は県外の方ですが、実家が大島にあり、また、借受人も大島の方です。貸付人は番号4と同一人物であり、諸事情は先に島津会長より説明があったとおりです。借受人は町の認定農業者で、更なる営農規模拡大の意欲があり、このたび話を進めた結果、長野県農業開発公社を通じて契約することとしたものです。
　申請地はリンゴ畑で、契約締結後もリンゴの栽培を続ける予定です。
　借受人の営農状況についてですが、現在は2町歩以上の耕作地があり、リンゴなどを中心に栽培されています。自宅から申請地までの距離は車で10分程度です。農機具類は、軽トラック、乗用草刈機、SS等、ひと通りそろっています。これまで管理してきている農地において、営農上の問題が生じたというような話は特に聞いておりませんし、人を雇い大規模に営農していらっしゃいます。今後も問題なく耕作できると思われます。

議長：ご質問ありましたらお願いします。

―質問―

議長：他に質問が無ければ、番号11および番号12は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

―挙手全員―

議長：挙手全員のため、番号11および番号12は決定とします。

議長：次に、議案第35号、青年等就農計画認定に係る意見について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：それでは、番号1について町担当者より説明をお願いします。

町担当者　笠原：審議にあたり、この青年等就農計画制度の概要について説明させていただきます。
　就農を控えた、あるいは新たに就農した青年等が自ら作成した「就農計画」について、町の認定を受けることにより、目標達成に向けて支援を受けることができるようになる

最初の一歩です。令和４年度から、現在の「農業次世代人材投資事業」から「新規就農者育成総合対策事業」というものへの大幅な改正が見込まれていますが、経営開始資金等の受給を希望される方や、新規就農者を対象にした無利子の融資制度である「青年等就農資金」の利用を希望する方から認定申請がございます。

小布施町の認定方法は、長野農業農村支援センター、ながの農協、小布施町農業委員会、そして町の４機関を構成員とする認定委員会を設置し、各機関に文書で意見を求めるものです。今回の議案は、農業委員会としての意見について審議していただくものです。主に計画の達成見込みがあるかどうかについてご意見を頂きたいと思います。それではお手元の資料「青年等就農計画認定申請書」をご覧ください。

番号１の申請者の計画についてご説明させていただきます。最終ページの履歴書をご覧ください。申請者は、平成 10 年生まれ、小布施町ご出身で、３人兄弟の長男、現在は独身です。ご両親は会社員で、ご実家は農家ではありませんが、母方の祖父母の家が大島にあり、農業を営んでおり、祖父の農業の経営継承を考えておられます。なお、新規就農者の制度において、３親等内の親元で就農し、経営開始資金等の受給を希望する場合、家族経営協定を締結し役割や責任を明確化すること、就農後５年以内に３親等内の親から経営を引き継いで自身が農業経営の主宰権を持つこと、農地や機械等を所有権移転または利用権設定することと、経営規模を拡大したり新たな品目を栽培する、といった新規参入者と同等の経営リスクを負うことが必要となっています。

子どもの頃から、夏場の繁忙期など農業のお手伝いをし、農業が身近にある環境で育ちました。農産物を購入されたお客さまから祖父が感謝の言葉をもらっているのを見て、農業はやりがいのある仕事だと感じたそうです。いつかは農業をやりたいと考えており、高校卒業後、農業大学校も受けられたそうなのですが、両親の勧めもあって一旦大学に進みました。しかし、やはり農業をやりたいとの強い気持ちから大学を辞め、農業大学校へ進むことを決意しました。農業大学校の農学部総合農学科、実践経営者コースで２年間学ばれて、今年４月から新規就農者として独立予定となっています。

４枚めくってお戻りいただき、次に、「農業経営の構成」をご覧ください。

申請者には、先ほど申し上げましたとおり、大島に母方の祖父母がおり、祖父母が現在、農業をしていらっしゃいますが、その経営を引き継ぐことを考えており、祖父母の労働力を見込めます。また、申請者のお父さん、お母さんはお勤めされていますが、お休みなどには今でも農作業のお手伝いをしているとのことですし、祖父母の家に叔母がお住まいなので、休日には農業を手伝っていただける、とのことです。

「技術・知識の習得状況」にあるように、先ほどご説明しましたが、長野県農業大学校の農学部総合農学科、実践経営者コースで２年間学ばれました。農業大学校では、農業機械の操作や、マーケティング、農業簿記、植物生理学等を学ばれ、また、このコースでは１年目に必ず里親農家さんの下で 100 日以上の研修を積むこととされており、申請者は須坂市の里親農家のもとでブドウの栽培や販売等について研修され、その研修を受けて２年目は祖父の畑でブドウの栽培技術を実践で磨いてきました。

１枚めくってお戻りいただき、「農業経営の規模に関する目標」をご覧ください。栽培品目は、生食ブドウで、当初 86a の経営規模から始めます。4 枚めくっていただくと、そこに農地一覧表がございますが、この農地はすべて祖父所有の農地であり、使用貸借権設定で農地を借り受ける手続きを行う予定です。

農地一覧表の４番目の畑は未成園で、それ以外は成園です。小布施と須坂の畑は 6～7 割がシャイン、そのほかが巨峰で、高山村の畑はほぼ巨峰だということです。
小布施にある４番目の未成園の畑には３月中に棚を建ててクイーンルージュを新植予定です。その他の小布施の畑にも、一部、クイーンルージュへの改植を進めます。須坂市の畑は、単価が良いシャインの割合を増やしていきたいとのご意向です。また、高山村の畑も巨峰の樹の隣にシャイン、パープルを補植しながら徐々に巨峰を減らし、単価が

良いシャイン、パープルへの改植を進めていきます。
なお、今年末には新たに土地を購入し、5年後に向けては99aへ経営規模を拡大する予定です。
4枚めくってお戻りいただき、一番下の「目標を達成するために必要な措置」では、新たに購入する農地に建てるブドウ棚について記載してございます。また次のページには、時期をずらした出荷を行うため令和6年にプレハブ冷蔵庫の整備を検討しています。
2枚めくっていただき、「収支計画」をご覧ください。生産量、単価、売上高などは、県の指標を参考にしながらも、例えば、シャインマスカットの生産量で申し上げれば、独立就農したてということもありますので、県の指標に対して生産量は75%の数字で見ていただいており、また販売単価についても県の指標に対し1年目は80%程度、5年目で95%程度というようにかためめの数字で見ていただいています。「農業経営費」ですが、県の経営指標を参考にして算出しています。「農業経営費」中の「原材料費」は裏面の「収支計画の補足資料」中の「直接生産費」から雇用労賃を除いた額を計上しています。祖父の農地を無償で使用貸借するため、地代等はかからない予定です。「農業経営費」中の「減価償却費」については、これは経営を引き継ぐ祖父の減価償却資産の額の一覧を基にして計上しており、「設備投資」の欄に記載のある、例えば新車で購入する軽トラック等の減価償却費を加えながらも、ただし減価償却が終わっていくものもあるため、年々減少しています。出荷販売経費については、祖父の農業経営で実際にかかっている経費を参考に算出しています。「雇用労賃」については6～7月の房切り・摘粒・ジベ作業や、収穫・出荷作業など繁忙期における臨時雇用の雇人費を計上しています。「その他経費」は、修繕費や、共済掛金・租税公課、支払利息、その他雑費等の金額を計上しています。
最後に、今回事前に送付させていただいた計画の差し替え理由ですが、新しく建てるブドウ棚や令和6年に整備するプレハブ冷蔵庫等の減価償却費について計上し忘れていたことに伴う収支計画の修正、およびプレハブ冷蔵庫の単位の間違い、具体的には元の計画では「規模・構造等」のところが20.02「㎡」となっていていますが、お聞きしたところ20.02「㎥」と容積を記載したつもりだったとの話でしたので、坪表記だと3坪の冷蔵庫ということで、訂正させていただいたものとなります。
説明は以上です。

議長：これにつきまして、質問等ございますか。

議長：申請書の日付は「令和3年」になっていますが良いですか。

町担当者　笠原：間違いです。2ページ目の年月日のところは「令和4年」に修正をお願いします。

議長：収支計画の中にある、品種ごとの面積ですが、理由があって変動しているんですけれども、こんなに細かく記載する必要があるのですか。畑の面積だけ増えるのなら理解できるのですが、細かく変動するのが不思議なんですが、いかがですか。
生産量とかであれば年ごと徐々に、ということはあるけれども、経営面積なので、あまりいじらずにドンドンとやった方が分かりやすいのではないかと思いますが。

町担当者　笠原：巨峰の面積を減らしていって、他の品種の面積を増やしていくという計画であるので、栽培する全部の品種を「ブドウ」でひとつにまとめると、分かりにくくなると考えたため、今回は品種ごとに記載しました。

議長：補足資料の出荷経費が書かれていないのですが、ＪＡとかへ出荷すれば、当然資

材費や運賃とかが出てくると思うのですが、県の経営指標にも出荷経費が載っていると思うので、あった方が自然なのではないかと思います。

町担当者　笠原：ここの記載は、計が書かれています。内訳の記載がないのは、祖父の方の出荷分を合計してみて計算しているために、そこのところを分けられなかったというふうに聞いています。

議長：計画なんだから、分けられるのではないですか。

町担当者　笠原：その合計ということで記載しています。

議長：不自然に感じます。
　他に質問ありましたらお願いします。

―質問―

議長：他に質問が無ければ異議なしとしたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

―挙手全員―

議長：挙手全員のため、番号１は異議なしとします。

議長：次に、議案第 36 号、青年等就農計画変更認定に係る意見について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：それでは、番号１について町担当者より説明をお願いします。

町担当者 笠原：番号１の申請者の計画についてご説明させていただきます。
　この方の青年等就農計画は、昨年８月 31 日の町農業委員会で諮らせていただきまして、９月１日付で計画認定されています。今回の申請は、昨年９月１日に認定されている当初計画からの変更申請となります。
　主な変更点としましては、①としてスピードスプレイヤーの購入に当たり、当初、青年等就農資金を活用する予定でしたが、見積もりを取った結果、当初想定していた価格より大幅に安く入手できる予定のため、自己資金で購入することにしたこと、②として、乗用草刈機と軽トラックについても、見積もりをとって見積額に修正を入れたこと、③として作業の効率化のため、高所作業車導入を新たに計画に盛り込んだこと、④として当初 40a としていたシャインマスカットの経営面積について、地主さんの意向により、11a の畑については賃貸借期間を１年間とし、計画２年目以降の経営面積を 29a に変更したこと、⑤がシャインマスカットの収量及び単価について、令和３年中の実績をもとに変更したこと、以上となります。これらの変更に伴いまして、売り上げや設備費、流通経費、雇用労賃、減価償却費等の経営費について修正を行っています。
　申請者の経歴等については、昨年８月のご審議のときに説明しておりますので、割愛させていただきますが、愛知県出身、子ども２人と奥様の４人家族で、現在、雁田の里親農家さんのもとで令和２年４月から２年間の里親研修中でして、令和４年４月から

新規就農者として独立予定です。
農業経営については、下のお子さんが小さいことから、申請者本人が主体となって農業を行い、しばらくの間は補助的に奥様にも農作業していただくことを想定しています。忙しい時期には、小布施におられる奥様の弟さんや、親御さんの手を借りるなど、農繁期の労働力も見込めます。
栽培品目は、生食ブドウとリンゴ、及び自家消費用の水稲で、変更ございません。
農地についてですが、後ろから１枚おめくりいただくと、そこに農地一覧表がございますが、先に変更点としてお話ししたとおり、地主さんの意向を受けて４番目に記載のシャインマスカットの畑 1,157 ㎡について、令和４年４月から令和５年３月までの１年間の賃貸借に変更しています。これにより、５年後の経営面積は、自家消費の水稲も含め、当初計画 143a から 11a 減の 132a の計画に変更しています。
シャインマスカットの収量および単価についてですが、令和３年中の実績で、１反歩 1,200 ㎏以上の収量がありまして、㎏当たり単価が 1,200 円以上と、具体的には 1,500 円/kgでした。このことから、５年目に向けて収量及び単価を見直し、単価については３年目以降 1,020 円としていたものを、計画変更では3～4年目を 1,100 円、5年目を 1,200 円とし、収量については当初計画では１反歩当たり １年目 1,000 ㎏、２年目 1,100 ㎏、３年目 1,200 ㎏、４年目 1,300 ㎏、５年目 1,400 ㎏としていたものを、計画変更では１反歩当たり１年目 1,200 ㎏、２年目 1,300 ㎏、３年～5 年目 1,400 ㎏としています。
このことから、当初計画に比べて 11a 分農地が減ってしまうものの、収量・単価を見直すことにより計画達成は十分可能としています。
なお、シャインマスカットの県経営指標では、１反歩当たり 1,600 ㎏で、㎏当たり単価 1,400 円ですから、５年目の単収・単価で比較しても、おおむね９割弱と、それでも一応かための数字で見ていただいています。
「農業経営費」も、県の経営指標を参考にして経費を算出していますが、シャインマスカットの経営面積が当初より 11a 減りますから、当然、使用する農薬の量や農業用資材、地代、出荷経費等も変更となり、それを反映して経営費についても見直しを行っています。また、設備費についてですが、先の変更点でもお話ししましたとおり、当初 100 万と見積もり青年等就農資金を借りて整備する予定だったスピードスプレイヤーについて、見積徴取の結果、33 万３千円と大幅に安く購入できることから自己資金での購入に計画を変更しています。また、軽トラックと乗用草刈機については、青年等就農資金を活用して整備することに変わりありませんが、実際に徴取した見積額に合わせて金額を修正し、これら取得価額により減価償却費の見直しを行うとともに、公庫から資金を借りて支払いを据え置く期間を当初の２年から３年に見直しています。
また、作業効率化のため、新たに令和６年４月に中古の高所作業車の導入を計画に盛り込み、経営 3、４年目で減価償却することとしています。
なお、「設備投資」の欄にあります「軽トラック」と「乗用草刈機」については、青年等就農資金を活用するため、ＪＡながの須高ライフサポートセンターに対し借入の申請を進めているところです。借入金の償還は、計画１年目で整備する軽トラと乗用草刈機は、据え置き３年、その後５年間で返済し、計画３年目で整備するスプリンクラー及び高所作業車は据え置き１年、その後５年間で返済の予定です。
長野農業農村支援センターからは、中身について特に問題がない旨のお返事をいただいているところです。
説明は以上です

議長：これにつきまして、質問等ございますか。

議長：感想ですけれど、水稲は自家消費ということで借りてやるそうですが、田んぼも機械が無いと非常に大変だと思いますし、時季により果樹の方と作業が重なることが心

配です。

町担当者　笠原：この申請者はリンゴとブドウをやりたいということで就いている研修先の里親農家さんから、米も作った方が良いと勧められたものです。機械類はその里親農家さんも米を作っていることから、借りることができると聞いています。

議長：他にご質問ありましたらお願いします。

―質問―

議長：他に質問が無ければ異議なしとしたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

―挙手全員―

議長：挙手全員のため、番号1は異議なしとします。

議長：次に、報告第22号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号1について、事務局より説明願います。

事務局：貸付人、借受人ともに大島の方です。地図は12ページをご覧ください。該当地は、クリーンピア千曲の南東の脇すぐの所です。
　平成7年12月15日より農地法第3条により賃貸借契約を結んでいましたが、契約当時の借受人、つまり先代が死亡した後、手が回らなくなって返却されていたようで、現在はその事実はなくなっているとのことです。このほど、貸付人側が相続の届出を行った際にそのことが判明したため、後追いでこれを合意解約したものです。今後も引き続き貸付人の自作地として管理されます。

議長：これにつきましてご質問ございますか。

―質問―

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。
　続いて、番号2について、事務局より説明願います。

事務局：地図はそのまま12ページです。貸付人、借受人ともに大島の方です。該当地は、クリーンピア千曲から見て南に約150mの所です。
　平成28年3月1日より賃貸借契約を結んでいましたが、貸付人の方で子どもが農業ができるようになったので、との申出があり、借受人はこれを受ける形で合意解約したものです。

議長：これにつきまして質問ございますか。

―質問―

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。
　続いて、番号３および番号４について、関連していますので一括して事務局より説明願います。

事務局：貸付人、借受人ともに林の方で、両者は親子の関係です。地図資料は、番号３が１ページで、小布施駅の西側と北側の区域にそれぞれ所在しています。また、番号４が２ページで、小布施橋を渡って堤防道路を北へ進んだ所の堤内地で、あずまやの近くに位置しています。
　経過の詳細については、先ほどの議案第32号番号１および番号２において、４番平松会長代理より説明があったとおりですが、貸付人は別の家業に専念しているため今のところ農業はできず、母親が主体的に耕作を続けていたため、平成12年８月以降、親子間で使用貸借契約を結んでありました。このたび、該当地については同じ林地区内の農家の方にそれぞれ貸し付けて利用してもらうこととなったため、現在の貸借契約を合意解約したものです。

議長：これにつきまして質問ございますか。

―質問―

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。

議長：以上を持ちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

　閉会（午後３時32分）

　以上、会議の顛末を記録して議事録署名委員と共に署名する。

令和４年２月２８日

小布施町農業委員会長　島津忠昭

議事録署名委員　牧けい子

議事録署名委員　関口実夫